

滋賀県健康福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要項

1 目 的

滋賀県健康福祉サービス評価システムにおける第三者評価機関の評価調査者を養成することを目的として開催します。

2 日 程

令和8年10月28（水）、11月17日（火）、11月26日（木）

※11月17日については、災害等による延期に備え、11月19日（木）を予備日として設定しています。

※詳細の時間・場所は別紙プログラムをご確認ください。

3 研修内容

別紙プログラムのとおり

※ 事前学習部分については資料をメールまたは郵便にて送付し、研修終了後にレポートを提出していただきます。資料を読んだ上で、対面の講義に臨んでください。

※ 対面講義の資料は講義当日にお渡しします。

4 募集定員

10～15名程度（申込者が少ない場合には、開催を取り止める場合があります。）

5 受講資格

次の(1)、(2)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 滋賀県の認証を受けている第三者評価機関、または認証を取得することが見込まれる第三者評価機関に、評価調査者として所属している者、または所属することを予定している者。

(2) 次の①または②の要件を満たすもの

① 組織運営管理業務を3年以上経験している者またはこれと同等の能力を有していると認められる者。

② 福祉、医療、保健分野の有資格者もしくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有していると認められる者。

6 受講対象者

上記 5 の受講資格を有する方で、

(1) 本研修を修了していない方。

(2) 過去に本研修または継続研修を修了した翌年度以降3年の間、評価実績のない者。

7 受講決定

受講者の決定は、「滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関認証実施要領・同細則」に基づいて受講資格を審査したうえ、各第三者評価機関に通知します。

8 修了の条件

本研修の全科目を修了した受講者に、後日修了証を交付します。

※ 科目の一部を欠席または遅刻をされた場合、または必要なレポートを提出されない場合等には、修了証は交付しません。

※ 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった場合については、その状況に応じて研修の修了を配慮することができるものとします。

9 受講申込

第三者評価機関および「滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関募集要項」に基づく認証申請を行う法人が、受講希望者を取りまとめのうえ、受講申込を行ってください。

○申込期間

令和8年9月1日（火）から10月2日（金）まで

○申請書類

- ・令和8年度滋賀県健康福祉サービス評価調査者養成研修受講申込書(様式第1号)
- ・滋賀県健康福祉サービス評価調査者養成研修受講申込者調書(様式第2号)
- ・従事経験証明書(様式第3号)

※上記書類で受講資格が確認できない場合は他書類の提出を求めることがあります。

○申込方法

- ・メールにてデータを提出する場合

締め切り日 10月2日（金）17:00

- ・郵送の場合

締め切り日 10月2日（金）の消印有効

- ・持参の場合

受付場所 下記の「申込先」のとおり

受付時間 9:00～16:30（土日・祝日除く）

○受講料

5,000円

- ・納入方法は受講決定の通知に記載します。
- ・受講料を納期限までに納付されない場合は修了できません。
- ・受講料納入後の返還はいたしません。

10 個人情報の取り扱い

申請書類に記載の個人情報は、「滋賀県個人情報保護条例」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づいて本研修の実施用途のみに使用します。

○ 申込・問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 指導監査係（県庁新館3階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

電 話 077-528-3516 FAX 077-528-4850